

福県医発第2219号(保)

平成16年 3月19日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 関 原 敬 次 郎



全国土木建築国民健康保険組合被保険者証の更新について

標記被保険者証の有効期限が、平成16年3月31日で満了とあり、4月1日をもって被保険者証を更新する旨、全国土木建築国民健康保険組合より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





土本第 6093 号の 2

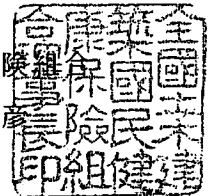
平成 16 年 3 月 9 日

福岡県医師会

会長 関 原 敬 次 郎 様

全国土木建築国民健康保険組合

理事長 坂 本 龍 彦



被保険者証の更新について

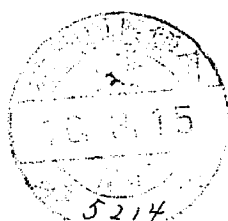
拝啓 早春の候いよいよご清栄のこととお喜び申し上げます。

本組合被保険者に対する療養の給付につきましては、日頃格別のご高配を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、現在使用中の被保険者証の有効期限が本年 3 月 31 日で満了となりますので、4 月 1 日をもって被保険者証を更新することになりましたから、ご了承賜りますとともに、大変恐縮ですが、このことにつきまして貴会員に周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご参考までに被保険者証（見本）を同封いたします。

敬具



16

第一種

(一)

国民健康保険被保険者証

有効期限 平成 17 年 3 月 31 日

記号 71-

番号

住所

見本

氏名

※

事業所名

133033

全国一 国民健康保険組合

保険者名・番号

一部負担金

の割合

3割

精神科診療第34条
第35条及び精神福祉
法第37条適用医療
の自己負担

なし

交付年月日 平成 年 月 日

発行番号 第 741292 号

(六)

この証で療養給付を受けることができる被保険者の氏名	男 女 別	生年月日	資格取得年月日	事務担当者印
	男 女	昭平	昭平	
	男 女	昭平	昭平	
	男 女	昭平	昭平	
	男 女	昭平	昭平	
	男 女	昭平	昭平	
	男 女	昭平	昭平	
	男 女	昭平	昭平	
	男 女	昭平	昭平	
	男 女	昭平	昭平	

(五)

注 意 事 項
1 次の者は、老人保健の医療を受けることになりますので、老人保健の健康手帳に、この証を添えて保険医療機関等に提出してください。 (1) 75歳以上の者（平成14年9月30日において70歳以上である者を含む。） (2) 65歳以上75歳未満の者で市区町村長の療養認定を受けているもの
2 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、この証に満期受給者証を添えて）その窓口で渡してください。
3 診療を受けるときに支払う金額は、 (1) 保険診療の費用（入院時の食事（除く）の3割です。ただし、3歳の誕生日の属する月（誕生日が月の初日である場合はその前月）以前の属する月（誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は満期受給者証に示す割合となります。 ※ 老人保健の医療を受けたときの負担は、健康手帳の医療受給者証に示す割合となります。
(2) 入院時の食事に関する費用については、1日につき定額の標準負担額となります。
4 被扶養者（第34条、第35条の規定による医療に関する給付を被扶養者医療機関で受けた場合並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神福祉法）第32条適用の医療を受けた場合は自己負担金の支払を要しません。
5 次のような場合は、この証を使用することはできませんから直ちに事業主に届け出てください。 (1) 被保険者資格がなくなったとき (2) 有効期限を超過したとき (3) この証を破ったり、よこしたり、または失ったりしたとき なお、実効がなくなつてからこの証を使用したときは、その拒絶を返還していただくことになります。
6 不正にこの証を使用したときは、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
7 以上のほか、裏面の届出事項をよくお読みください。
特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。また、特別の事情がないのに滞納期間から1年間経過しても保険料を滞納している場合、この証を返還していただきます。
お問 合 せ は 全国土木建築国民健康保険組合 九州事務所 〒810-0021 福岡市中央区今泉1丁目18番49号 TEL [092] (751) 1608 (代)

(17)

[illegible]

届 出 事 項	
組合員は、その世帯内に次のような異動があったときは、この証を添えて14日以内に必ず事業主に届け出なければなりません。	他の健康保険をやめた者がいるとき
	被保険者が出産したとき
	他の健康保険に加入した者がいるとき
	被保険者が死亡したとき
資格を失う場合	生活保護が適用になったとき
	被保険者の住所、氏名等に変更があったとき
その他	組合員が変わったとき
届出に持参するもの	印かん、被保険者証、他の健康保険の加入、脱退証明書等

交通事故等、他人の行為が原因でけがをしたり、病気になるて、この被保険者証で治療を受けるときは、直ちに組合に届け出てください。